

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月31日（金）9:09～9:34
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

- 北橋 健治 北九州市長
- 田中 雄章 北九州市総務企画局政策部長
- 大庭 千賀子 北九州市総務企画局政策部政策調整課長
- 柴田 泰平 北九州市産業経済局産業振興部新産業振興課成長産業担当課長
- 岩田 健 北九州市総務企画局地方創生推進室地方創生担当課長
- 岩佐 健史 北九州市保健福祉局総務部総務課計画調整担当課長

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
- 竹内 重貴 内閣府地方創生推進室企画調整官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 北九州市スマートシティ創造特区
 - 3 閉会
-

○富田参事官 では、次のコマは、北九州市からスマートシティ創造特区についての御説明をお願いするところでございます。

本日は、北橋市長ほか、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

時間の関係で御説明は、10分程度でお願いしまして、その後、委員からの御質問等とさせていただきますと思います。原先生のほうに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、初めに、本日の資料の取り扱いは、原則公開ということでございますが、北九州市さんのほうは、よろしゅうございますでしょうか。

○北橋市長 はい。

○富田参事官 では、そういうことで、原先生、お願いいたします。

○原委員 どうも、今日は大変ありがとうございます。遅れてしまって済みませんでした。では、お願いいたします。

○北橋市長 北九州市長でございます。

今日は、こういうチャンスを与えていただいて、まことにありがとうございます。

スマートシティ創造特区という名前で提案をさせていただきます。

1枚目にマスコットキャラクターがございますが、ていたん、アンド、ブラックでいたんでございます。

日本には、政府が認定しました、環境未来都市、環境モデル都市がございまして、各省庁、研究機関、自治体で協議会を作っております。会長都市が北九州市でございます。そのゆるキャラでございます。

おめぐりいただきますと、まず、この特区全体が目指す姿でありますけれども、北九州市は際立って個性を持っているのは環境のまちであることと、その技術を、アジアを中心に世界に発信をしてきた。最もアジアの都市とフレンドリーなネットワークを持っている都市であるということです。

同時に、かつては日本を支える工業都市でございましたが、現在は、高齢化の一番早く進む政令指定都市となっております。

ものづくりでは、さまざまな日本を代表する企業が集積をいたしてございまして、こういう課題と強みを持ったまちとして、ぜひ、特区としてお認めをいただけると、環境・ものづくり・高齢化、アジアとのつながりを生かして成果を上げられるということで、以下、提案をさせていただきます。

おめぐりいただきまして、高齢者の支援ということに、今日は、特に絞りまして、お話をさせていただきますが、まず、北九州市は一番高齢化が進む都市ということもございまして、住民のニーズも大変強く、独自のいろんな認知症対策などを含めまして、さまざまな政策を行っております。

その中で、アクティブシニアの活躍できる環境づくり、右上のところでございますが、これが非常に大きなテーマであると考えてございまして、ぜひ、この問題に日本版、北九州

市版のCCRCのモデルを目指して調整をしたいと考えております。

このように考えるのは、高齢化について、独自の政策も含めて一生懸命取り組んできた1つの基礎というものがあからでございませう。

おめくりいただきますと、北九州版のCCRCの事業でありますけれども、一部では、うば捨て山という世論もあるようございませうが、確かに、首都圏の多くの方は故郷を思う人が多くなっていますし、まず、これを成功させるためには、地元の中小企業で人手がない、優秀な人はいないか、そういうことは大変声が大いわけで、経験技術を持った人などに呼びかけて、モデル的にどんどん移住してもらおうと、そういうことをやってみようということで、UIターンあるいは転勤で来られた方々に対して働きかけてみよう、そのときに、まず、規制が1つ改革の必要があると考えます。

それは、ハローワークに行きますと、求人票に記載する年齢制限は60歳以上しか認められておりませう。現実には、求人側も求職側も、この制限のために、特にアクティブシニアのことを考えていきますと、いろいろと意思の疎通は難しい面があるのだろうと思ひます。

したがひまして、特例的に50歳以上、アクティブシニアの地方移住についてはお認めいただけると、非常にやりやすくなります。そのほか、空き家を無償譲渡した場合の譲与税の免除など、幾つかの工夫があると前に進むと思ひます。

おめくりいただきますと、アクティブシニア・ハローワークをつくるという提案でありまして、国や県や市のいろいろな高齢者施設はあるわけございませうが、そこにアクティブシニア・ハローワークをつくりまして、50歳以上という年齢制限を可能にして、さまざまな事業を行ってみたいと、高齢者の就業支援の拠点をつくるということでございませう。

次に、もう一つの大きなテーマは、介護人材の問題でございませう。6ページの上3段の記述は、政府の、この介護に関する問題意識をまとめたところございませう。

その中で、外国人の人材を使うとか、いろいろありますが、私どもはロボット新戦略に大変注目してあります。

それは、世界ナンバーワンの産業ロボットの本社が、安川電気が北九州にあるからでありまして、日本で唯一の産業医養成大学、産業医大のあるところございませう。

医歯工連携、医工連携で、いろいろな試行錯誤を続けているということがございませうので、内閣において、ロボット新戦略で介護というものを焦点に入れてきたということ、大変追い風が吹いていると思ひてあります。

ぜひ、ここで挑戦をさせていただきますと、介護現場も大変きつい面がありますが、ロボットの導入でかなり緩和できると思ひますし、介護職を1つの新しい働きがいのある職場として、どんどん創造していきたいというのが、私たちの夢であり、目標でございませう。

おめくりいただきますと、では、北九州でどんな会社が、どんなことをやっているかありますが、安川電気が移乗アシスト、REWALK。それから、TOTOの本社がございませう。TOTOがベッドサイドの水洗トイレ、そのほかにも富士ソフト、リーフといったロボットの研究

開発の機関というのが稼働しております。

下のほうに産業医科大学、九州工業大学というのがございますが、ここにロボットの具現化センターというのが動いております。

また、産学官でいろんな話し合いをし、協議をし、応援をしていくという仕組みは官のほうでもでき上がっているところです。

ぜひ、産学官の連携で、研究開発の実証と評価、その拠点を北九州につくらせていただきたいということでもあります。

おめぐりいただきますと、そのために何が必要かということではありますが、規制改革を、特例的にさせていただきたいと思えます。

それは、次の絵を見ていただきますが、9ページをごらんいただきますと、介護施設でロボットがどんどん活躍できる場合は、どういうことが考えられるか、コミュニケーションとか、いろんなりハビリだとか、入浴支援とか、いろんなロボットがございます。さまざまなパターンが考えられるわけです。それを産業医大などを中心に、それぞれの介護の活動、労働をキャプチャーしまして、そして評価をしながら、いかにしてロボットを活用し、そして、それを介護保険制度の中にどう組み込んでいくかということがございます。

もう1ページおめぐりいただきますと、ユニット型特別養護老人ホームでは、ユニットというのが、基本でございますけれども、定員10人という制限があります。

でも、ロボットを活用した、これからのあるべき姿というのは、さまざまな自由な形態があり得るだろうと思えます。

大変恐縮でございますが、そこでお戻りいただきまして、8ページのアシストツール、ロボットを介護現場にどんどん導入していくために、実証・実装をさせていただくために、さまざまな規制がございます。どうやったら介護現場でロボットが活用できるかというような基準をつくらせてほしいのであります。実証のための特例的な基準をつくらせていただきたいのですが今、市ではそういうことができない仕組みでございます。

その運営基準を可能にさせていただきますと、産学官でロボットを介護現場でどんどん活用していくという仕組み、姿が生まれてまいります。

それを、ぜひ私どもでチャレンジをさせていただきたいというのが、今日の主眼でございます。

時間が、もう参るわけでございますが、最後に11ページのところに、介護ロボットの開発について、それでは、北九州市は、どういう体制で、これまでやってきたか、今後どうするかであります。先ほど申し上げましたように、真ん中に総合保健福祉センター等がありますが、福祉用具を研究開発するための産学官の集まるセンターがございます。そこでロボットの支援についても協議をし、補助をしたりして、いろんなことをやっております。

そして、左のほうに、大学でありますとか、福祉施設がありますが、こうしたメンバーでロボットを介護現場で普及させるための会議を既に作っております。2年前でございま

す。

そして、右のほうでございますけれども、何をするかということで、介護施設についても御協力をいただくテーマについて、かなり議論をして煮詰めてきております。

そして、一番上の開発メーカーをごらんいただきたいと思います。安川、TOTO、富士ソフト、リーフということで、介護ロボットの開発に努力する企業がたくさんございます。

そういうことで、産業医科大学もございますので、ぜひ、この点につきまして、日本の高齢化のモデルをつくらせていただくために、規制の改革をお認めいただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

確認ですが、規制改革の御提案は、ハローワークの求人の年齢制限の話が1つ。それから、介護施設にロボットを導入する場合の施設基準の特例措置。もう一つ、税制の特例措置として、空き家の譲渡についてという3つの御提案ということでございます。

では、委員の方から御質問、コメント等をお願いいたします。

どうぞ。

○鈴木委員 3点ばかりあるのですけれども、まず、1点目は、4ページのアクティブシニア・ハローワークの件なのですけれども、これは、ただ単に60歳以上を50歳にすることだけでいいのか、結局、60歳以上に限っているのは、いろんな高齢者雇用に関する補助金とか、そういうものとリンクしているわけなので、それも50歳まで引き下げを求めているのか、そこは、ただ単に50でいいのかというようなことをお伺いしたいと思います。

もう一つは、介護分野での外国人材の活用というところで、留学生等の介護保険資格者を対象とする在留資格の創設ということなのですけれども、ここは、場合によっては、大分ハードルが高いかと思うのですけれども、もう少し具体的にお伺いできないかなということが1つです。

最後は、8ページ目の介護保険法の改正なのですけれども、居室の床面積とか、人の配置基準を変えるとということで、これは、自治体の裁量のほうにしてくれという話なのですけれども、これは、大変よくわかるのですが、多分、厚労省が回答すると、全部介護の給付費とかかわってくることなので、それとリンクしているので変えられませんかと言ってきそうな気がするのですけれども、ですから、その辺のところをどう考えていらっしゃるか。

あるいは、やり方としては、例えば、北九州のほうで、こういう人材、人の配置で、こういう居室面積が具体的にあるので、それについて、新しいジャンルとして、介護給付費部会に対して、今、考えているようなもので給付費を考えてくれと、介護報酬を考えてくれというほうが、ダイレクトというか、政治的には通りやすいような気がするのですけれども、そうではなく、やはり自由裁量がほしいのか、あるいは何か具体的に配置基準とか、そういう具体的なものを持っていらっしゃるのかどうかというあたりをちょっとお伺いで

きればと思うのですけれども。

○北橋市長 私から、まず、アクティブシニア・ハローワークでありますけれども、理念的には技術のある人が地方に戻るといのは、仕事を見つけることについても、いろんな制度を活用すると、うまくいきそうでございますが、現実に私ども、市も、もしこれをやるとなれば、バックアップしますけれども、やはり、ハローワークに行ったときに、現在でもそうなのですよ、シニアの方々は、なかなかうまく情報がとれないという悩みの声は、いろんなところから聞こえておりますので、ここでは、国、県、市が一体になってワンストップで、とにかくいい仕事が見つかるようにということが、当面の私どもの思いでございますので、具体的な支援策というのは別にして、できるだけ早く、いい仕事が見つかるようにという思いで、当面進めさせていただきたいと思っております。

○田中部長 2つ目、3つ目でございますが、6ページの外国人材の部分は、これは、私どもがこういう提案をとるよりは、国において、これは、まだ実現をされていないのだと思うのですが、こういう議論が行われているという状況を書いているものでございまして、私どもとしてどうこうということでは、ここはございません。

あと、介護保険法の88条の関係ですけれども、これについては、規制の提案としましては、今、省令で定める基準に従ってというところを参酌基準にさせていただければということなのですが、それは、仮にお認めいただけるとすれば、国家戦略特区の地域で2つの基準が同時に進むというか、当然、一般地域は介護保険法、そのまま行くわけですけれども、特区に限定して、そういう参酌基準にして、ロボットを前提にした基準を同時並行で行わせていただけないか、その同時並行の中で、結局、今、介護保険法にロボットという概念はないということですので、実際やってみたら、どれぐらいの基準になるかというデータすら我々の知る限りではないわけなのです。

そこを私ども、今、市長からも御説明をしました、いろんな背景、環境がございますので、そういうものを生かして、介護給付なので、実験という表現はいかがなものかと思っておりますが、実際に、それを介護の現場でやらせていただいて、その中で、実際に、こういう状況なら給付費はこうだとか、そういう議論をまさにさせていただきたいと、私どもとして、こういう基準にすれば、こういう給付費であるべきではないかという案をつくらせていただけるのであれば、それは、大変ありがたいと思いますが、まずは、そういうロボットを使った介護を実際の介護保険の現場でやらせていただいて、その中で、どうあるべきかという議論をさせていただきたい。その中で、私どもが案を出させていただけるのであれば、大変ありがたいというイメージでございます。

○原委員 1点目のアクティブシニア・ハローワークのほうは、50歳以上にされたときに、実際に、こういったところが、この求人を活用されることが想定されるのでしょうか。

○岩田課長 一般的に考えますと、今、50歳以上ということで、求人票を受け付けていませんので、例えば、イメージとしては、マンション管理の現場とか、いわゆるあまり身体的な負荷はかからないけれども、若者がなかなかいかないような、いわゆる現場を見ても、

今、もうシニアの方が働いている、あとは、軽作業だとか、余り身体的負荷がない警備とか、そういったものに関しては、十分50歳以上ということで、いわゆる求人する側も早く求人できる、求職者側も自分に合った求職ができるということで、いい形になるのではないかと考えています。

○阿曾沼委員 今の点、私もお聞きしようと思ったのですが、需給の関係でいうと、北九州市内における介護施設や企業の方たちが求める人材像があるのでしょうか。

また労働市場規模としては、このぐらいのものを想定しているものがあるのでしょうか。すばらしい取り組みだと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

○岩田課長 実際のところは、今、ハローワークのほうで、年齢制限をつけて求人が出ていませんので、具体的な数字というのは申し上げることができないのですが、我々、ヒアリングした形では、今の業種のようなところでは、早く人がとれるのではないかと。つまり、我々のところでも、今、有効求人倍率が1.1倍を超えているような状況で、なかなかそういう職場で人がとれないというような状況にありますので、そういう意味では、非常に可能性があるのではないかと考えております。

○阿曾沼委員 介護分野での実験やガイドライン作成という点での質問です。医療分野だと、臨床研究をし、治験をして安全性や有効性を確認し、その後に保険収載されていくという道筋があるのですが、介護分野では、そういうエビデンスを構築するプロセスが必要ない訳ですね。

その意味では、先進介護というカテゴリーを創造して、皆さんが新たなエビデンス生成のプロセスを考案し、ガイドラインを作っていくというのは非常に画期的でおもしろいと思います。

介護分野における先進介護のあり方とか、技術の認証のあり方等を提言するという意味で、非常におもしろいと思います。

なおかつ、もともと旧労働省がつくった産業医大がそこにあるわけですから、新たな講座を作ってもやってみるべきだと思います。何か具体的な案を、それこそ産業医大など、ご専門の方とデザインをされると、非常に具体性が出てきていいのではないかと気がします。

○北橋市長 大変貴重で、温かいご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

私ども、やはり、国として特区をお認めいただくということは、地元で一生懸命産学官でやってきているのですけれども、一方において、アメリカとか外国においては、すごい支援体制でやっております。

そういう中において、負けてはいけないということで、みんなで奮い立って頑張るときに、国のほうから一定の方向性を出していただくということは、市内にいる方々、いろんなところに、市外でもネットワークがございますので、本当にベストパフォーマンスの体制ができてくると思うのです。なかなか介護の現場で、ロボットというのはやってきているのですけれども、まだ、思うようにビジネス化というのがなかなかできない状況の中で、

ぜひ、特区にお認めいただきまして、今、先生から御指導をいただきましたような方向性で、何か突破口を開いたら、きっと大きな道が開けてくると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○阿曾沼委員 私は、今から十数年前にピッツバーグの都市再生の実態を調査に行きました。鉄の町として衰退したピッツバーグを新たに医療産業都市として再生した現状を目の当たりにしました。ピッツバーグ大学やカーネギーメロン大学などが協力し、産業集積を誘導した訳です。北九州も状況は似ているのではないかとふと思いました。

ところで、市内にはリハビリを中心とした有力な医療機関はあるのでしょうか。

○大庭課長 かねてから、理学療法士、作業療法士を養成するリハビリテーション大学がございまして、今回のロボット開発につきましても、保健福祉関連の大学、それから、事業者の方々、関係の団体、そういった方々も加わっておりまして、一緒に、こういった開発をしていきたいというところがございます。

○原委員 よろしいですか。

○八田座長 この案自体についてではなく、一般論として、ロボット導入による費用増と介護保険の関係についてご質問したいと思います。先ほど、阿曾沼先生が、医療の場合に先進的な薬を導入する際の治験について触れられましたが、治験の費用は、結局、製薬会社さんが出しているわけですね。そのかわりに、認められたらば、全部保険による負担になります。しかし介護の場合には、もともと混合介護が認められているから、ロボット導入による費用増は混合介護で負担できるというのが建前だろうと思います。ただしロボットを導入すると、その分介護人員を減らせます。規制を緩和すればそうして浮いた介護保険の人件費をロボット導入費用に充てられるはずですが、ロボット導入費用のうち保険で賄えるところは、まずそうやって保険で賄うことにするが、それで不足する分は、混合介護によって、自前で負担してもらおうという、そういう整理なのですかね。

○大庭課長 今のところ、介護ロボットを促進するために、省庁のほうでお考えなのが、福祉用具の中に入れるだとか、あるいはどういう補助を出す、それだと、今、八田先生がおっしゃったように、社会コストがどんどん膨らんでしまう一方なので、ロボットがやった作業をきちんと科学的に定量評価をすることで、人役に換算したときに、どれだけロボットが作業したか、それを、人プラス、ロボットの作業で人員配置基準に反映させていくということを、バックデータをもとにきちんと整理した上で、そこからはみ出る部分は、利用者の負担だったり、それ以外の施策の中で加えていくというような考え方で整理できたらいいなと思っております。

○原委員 よろしいですか。

では、どうも大変ありがとうございました。